



2024年11月13日  
全国港湾第24発第38号  
港運同盟発24—第59号

全国港湾  
四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)  
港運同盟  
各 地方本部委員長 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 竹内 一



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 足立 賢次



## 24年度年末年始の例外荷役についての取り組みについて

- 11月8日開催の労使政策委員会において、日港協と全国港湾・港運同盟は、年末年始の例外荷役については、実施しないことを議事確認で取り交わした。(別添参照)
- その際に、議事確認の解釈について以下の確認を行った。
  - (1) 議事確認第2項で「ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区(港)労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。その場合、出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。」としたのは、本来、出勤することはないことが前提であるので、これまで以上の要求をしなかった。
  - (2) 上記(1)項に係る出勤者の賃金に関する考え方は、精励金だけの支給ではなく「休日出勤+割増賃金+代休+精励金で仕上がり350%」ということであり、再度、各地区港運協会へ考え方の徹底を要請した。
  - (3) 日港協に対しては、ライフライン関連など緊急貨物と称して、拡大解釈をするなど会員店社が拡大解釈など悪ノリをしないよう、要請をした。
  - (4) 地区(港)で疑義や疑惑が生じた場合は、中央でも対応し措置することを申し添えた。

3. 日港協は、組合の考え方を同意し、徹底することを了承したので、各地区・各単組は年末年始例外荷役の協議を行う際には、留意して取り組まれない。
4. 上記2・3項にかかわり、「例外荷役をせざるを得ない場合」や「地区事情により荷役を行う」とした場合、地区港湾（港）は、日時・作業内容・本船名・倉庫名などを事前に書記局へ具体的に報告されたい。

以 上

〈添付〉（仮）年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認